

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、従業員、取引先等のステークホルダーに対する社会的責任を果たし、企業価値の継続的な向上を実現するため、経営の健全性・透明性の確保と迅速な事業体制の構築が不可欠と認識しております。当社は、コーポレート・ガバナンスを、これらの目的を達成するための仕組みと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社明晃	4,475,000	16.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,544,100	5.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,289,817	4.73
株式会社みずほ銀行	1,058,764	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	869,100	3.19
ザチースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	794,000	2.91
日本生命保険相互会社	699,039	2.56
新晃持株会	567,692	2.08
株式会社りそな銀行	557,679	2.04
ビーエヌピーパリパセキュリティーズサービスルクセンブルグジャスデックセキュリティーズ(常任代理人香港上海銀行東京支店)	470,000	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田 充也	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 充也	○	藤田 充也氏は、最高検察庁検事を経て、弁護士登録後は藤田・金山法律事務所の代表弁護士に就任しておりますが、当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者及び当社が寄付を行っている先又はその出身者ではありません。	社外取締役選任理由 検事、弁護士として培われた豊富な経験と専門知識を当社の内部統制の改善並びにコンプライアンス強化に活かしていただき、同氏から客観的かつ適切なアドバイスが期待できるためであります。 独立役員指定理由 上記のほか、一般株主と利益相反の生じる恐れがある事由が認められず、独立役員として適切な独立性を有していると判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査担当部署との定期的な連絡会を開き連携に努めるほか、会計監査人が策定した監査計画の概要に基づき、定期的な意見交換会を開催し連携に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 積	他の会社の出身者													
峯岸 瑛	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 積	○	山田 積氏は、過去において株式会社日本触媒及び日本ポリエステル株式会社の取締役であったことがありますが、当社とそれらの会社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はないものと判断しております。また、同氏は、社外役員の相互就任の関係にある先の出身者及び当社が寄付を行っている先又はその出身者ではありません。	社外監査役選任理由 他社役員として長年にわたり培われた企業経営の豊富な経験や実績、幅広い知見を有しているためであります。 独立役員指定理由 上記のほか、一般株主と利益相反の生じる恐れがある事由が認められず、独立役員として適切な独立性を有していると判断したためであります。
峯岸 瑛		_____	社外監査役選任理由 金融機関における長年の経験及び経営者としての高い見識と豊富な経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているためであります。なお、峯岸 瑛氏は、当社の主な取引銀行である株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行)の出身であります。同氏は同行を退職してから10年以上を経過して当社社外監査役に就任したことなどから、社外監査役としての独立性に関し重要性はないものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社取締役の報酬は、業績、経営環境及び功績等を勘案のうえ決定することとしているため、特別のインセンティブの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額 166百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬は、業績、経営環境及び功績等を勘案のうえ決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含め監査役の職務を補助するための使用人を置く場合は、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとしております。また、取締役又は取締役会は、法令順守上の問題及び会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実等については適宜、監査役に対し報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を、経営を監視する仕組みとして監査役会を設けるとともに、迅速な事業経営を推進するため執行役員制度を採用しております。

取締役会は、原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役及び執行役員の職務執行状況の監督等を行っております。取締役は、執行役員及び製造連結子会社の取締役が出席する業務統括会議など重要な会議へ参加し、執行役員等に対して業務の執行状況の報告を求め監督しております。加えて当社では、弁護士事務所と顧問契約を結び、各分野での専門弁護士より適宜アドバイスを受け、適正に事業を推進する体制を構築しております。

また、当社グループの内部監査を行う部署として代表取締役直轄の内部監査室を設置しており、その人員は4名であります。監査役は、取締役会に出席するほか会計監査人及び内部監査室と定期的な意見交換会を持つなど必要な連携をとり、監査役監査の機能強化に取り組んでおります。

また、当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

当社の会計監査につきましては、会計監査人である新日本有限責任監査法人が実施しております。なお、会計監査の状況は次のとおりであります。

会計監査の状況

- ・公認会計士の氏名等 : 指定有限責任社員業務執行社員 中川一之、指定有限責任社員業務執行社員 廣田壽俊
- ・所属する監査法人名 : 新日本有限責任監査法人
- ・監査業務に関わる補助者の構成 : 公認会計士5名、その他補助者4名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、審議の状況を把握するほか必要に応じて発言するなど、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する体制は有効に機能していると判断しており、現状の選任状況は適切と考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、法定の発送日より数日前の発送を目途として早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信及びその他の開示資料を当社ホームページのIR情報に関するページ(http://www.sinko.co.jp/)に掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境貢献に対する基本的考え方を定めるため「環境方針」を決定しております。また、当社（東京社屋、大阪社屋、名古屋支社、SINKOテクニカルセンター）は、当社の製造連結子会社である新晃空調工業（株）とともにISO14001認証を取得しており、製造から販売に至る事業活動における環境負荷低減に努め、その継続的なモニタリングを実施するほか、省エネルギーに貢献する製品の開発及び拡販に努めております。なお、上記を含めたCSR活動の詳細は、当社ホームページに掲載しております。
その他	平成24年2月10日より、投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と個人投資家を中心とした投資家層の拡大を図るため、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社取締役会は、当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人が、経営理念および行動規範に則って、法令・定款および社会規範を順守した行動をとるための取り組みを統括する。また、当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直すとともに、内部統制システムの充実に努める。

(2) 当社取締役会は、コンプライアンス担当部署を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築維持に努める。また、コンプライアンス担当部署は、法令・定款および社会規範に違反する行為の発生または発生するおそれを発見した使用人が、直接に連絡と相談をするための窓口とする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に従い適切に保存および管理する。文書および電磁的媒体に記録された情報の効率的な利用と情報セキュリティに関しては、必要に応じて見直しを行う。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスクを評価し管理するため、リスク管理規程に則って経営リスクを管理する。

(2) 取締役会のほか、業務統括会議において営業上の問題、経営上の問題、海外の事業概況等の諸々の問題を全社的な視点で検討・評価し、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実施できるようリスク管理体制の構築および運用を行う。

(3) 当社および当社グループに危機が生じた際は、当社代表取締役が統括し、管理本部担当取締役が委員長となるリスク管理委員会の指揮のもとに対応する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社および当社グループの取締役会は原則月1回開催し、法定決議事項のほか重要な経営方針、重要な職務執行に関する事項の決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務執行状況の監督等を行う。

(2) 執行役員は、取締役会の監督のもと、経営目標が効率的かつ適正に達成されるよう担当業務を執行する。

5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社のグループ会社の管理は、関係会社管理規程に基づき担当部署を設置し、管理本部担当取締役が統括する。

(2) 当社代表取締役は代表取締役直轄の内部監査担当部署を設置し、当社およびグループ会社における業務の執行状況の確認・評価を行う。

(3) 当社代表取締役は、内部監査担当部署から報告を受け、取締役会で当社およびグループ会社の業務の改善方針について審議を行い必要に対応を指示する。

(4) 内部監査担当部署は、業務執行状況の確認を通じて発見した改善事項について、各部門等に対して助言を行い、業務の適正を確保するための体制の強化を支援する。

6. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部担当取締役は、当社グループ会社に対してその業績、財務状況その他営業上の重要な事項などについて、定期的・継続的に報告させるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助するための使用人を置く場合、その任命、異動、評価、懲戒については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(2) 当該使用人は監査役の補助業務に関し監査役の指揮命令下に置くものとする。

8. 当社および当社子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換および会社の意思決定に係る重要文書の閲覧を通じて、会社経営全般の状況を把握する。

(2) 当社および当社グループの取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役に対し、以下の事項についてはいつでも報告ができるものとする。また、当社取締役会は企業倫理相談窓口規程をグループ共通の規程として定め、報告をした者に対する不利な取扱いを禁止する旨を定める。

取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等コンプライアンス上の問題

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

重要な情報開示事項

(3) 取締役、執行役員およびその他の使用人は、監査役が当社の業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ確に対応する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、監査の実効性を確保するとともに、内部監査担当部署および会計監査人と緊密な連携を保ちながら適正な監査を行う。

(2) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、SINKOグループ行動規範に反社会的勢力への対応を規定しグループ内に周知するとともに、反社会的勢力から接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

内部統制の基本方針において規定した反社会的勢力排除に向けた体制に基づき、SINKOグループ行動規範において、反社会的勢力とは一切の関係をもちたい旨明記してグループ内に周知しております。また、当社独自の調査ならびに関係団体を通じた反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、反社会的勢力からの接触に備え対応マニュアルを整備するほか、現に接触があった場合には、当社の総務部門等において警察その他の関係団体等と連携をとり組織的に対応してまいります。

Vその他

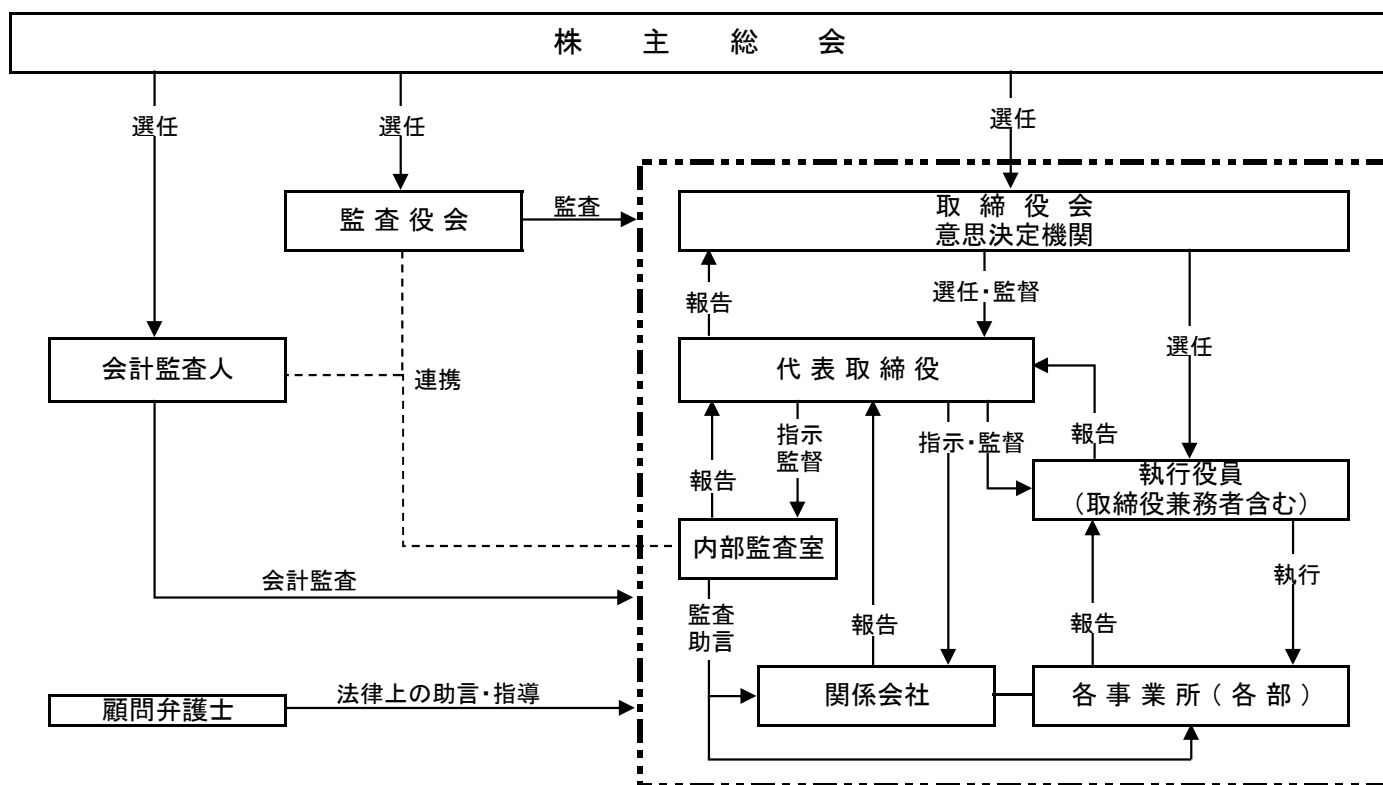
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

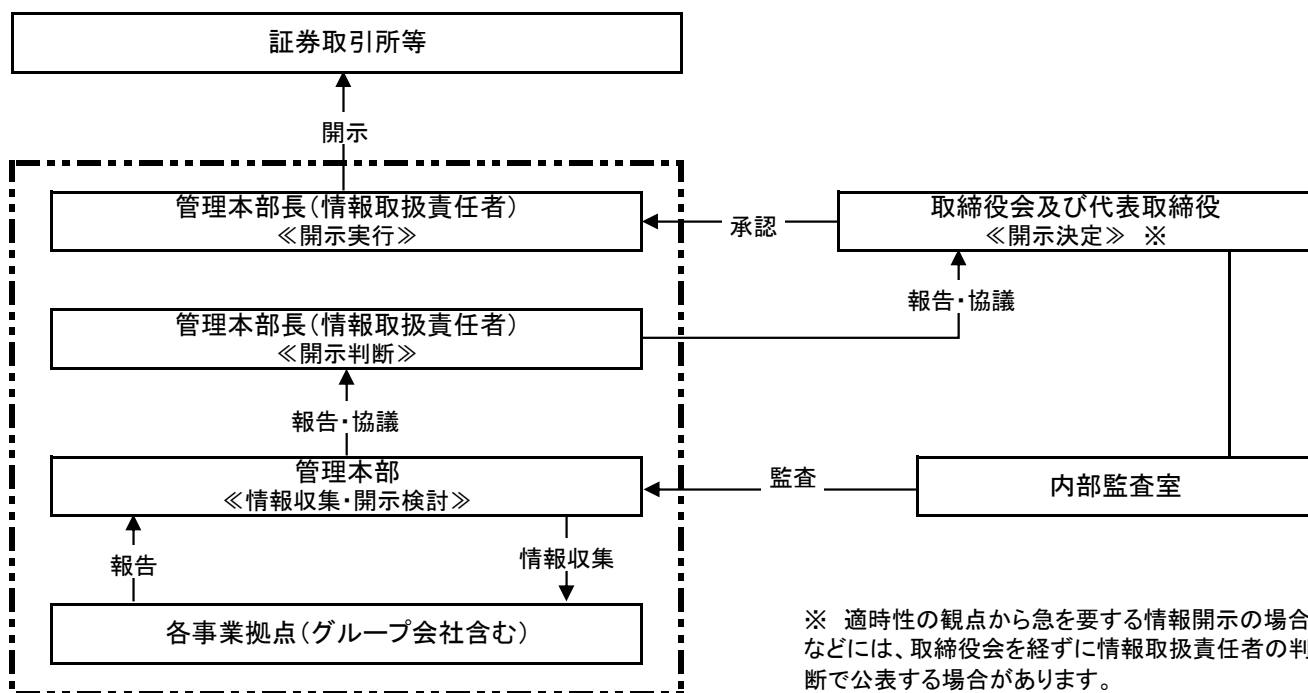
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. コーポレート・ガバナンス体制 模式図



2. 適時開示体制の概要 模式図



※ 適時性の観点から急を要する情報開示の場合などには、取締役会を経ずに情報取扱責任者の判断で公表する場合があります。